

改正

平成27年8月5日要綱第98号

平成27年10月15日要綱第120号

令和3年6月1日要綱第139号

江戸川区自動車による食品営業に係わる営業許可等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品の調理加工又は販売の営業のうち自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。ただし、2輪のものを除く。以下同じ。）に施設を搭載し、移動しながら行うものに関し、営業許可の取扱い等を定め、もって食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

一部改正〔令和3年要綱139号〕

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業車 食品を提供する施設を搭載した自動車をいう。
- (2) 営業許可 営業車に係る法に基づく営業許可のことをいう。
- (3) 仕込み 食品を営業車内における簡易な調理をすることにより提供することができる状態若しくは形状に調理し、若しくは加工し、又は営業車内で販売できる状態若しくは形状に調理し、加工し、若しくは包装することをいう。
- (4) 仕込場所 仕込みを行い、器具等の洗浄又は消毒をし、給水タンクに給水し、若しくは食品又は容器包装等を保管するための施設をいう。ただし、営業車内で仕込みを行う場合を除く。

一部改正〔平成27年要綱98号・令和3年139号〕

(業種)

第3条 営業許可の業種は、次に掲げるとおりとし、営業車1台につき該当業種の営業許可を要するものとする。ただし、飲食店営業にあつては、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業を含むものとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 食肉処理業

- 2 前項の営業許可については、次に該当する場合に行うものとする。
 - (1) 仕込場所を有する場合にあっては、仕込場所が江戸川区の区域内にある場合
 - (2) 仕込場所を有しない場合にあっては、申請者（営業許可申請を行う者をいう。以下同じ。）の事務所又は営業車の属する主たる固定施設の営業所等が江戸川区の区域内にある場合
 - (3) 前2号に該当しない場合にあっては、申請者の住所が江戸川区の区域内にある場合
 - (4) 前3号に該当しない場合にあっては、主たる営業地が江戸川区の区域内にある場合
- 3 東京都内で営業許可を受けた営業車については、当該許可業種に係る江戸川区の区域における営業許可を受けたものとみなすものとする。
- 4 営業許可の申請は、江戸川区食品衛生法施行細則（昭和50年3月江戸川区規則第43号）第2条に規定する申請書に営業の大要（第1号様式）を添付させることにより行わせるものとする。
- 5 営業許可の有効期限は、許可書に記載するものとする。
- 6 営業許可に当たっては、次に掲げる事項に留意することとする。
 - (1) 営業車の構造等については、公衆衛生上支障がないと認められるものであること。
 - (2) 仕込場所は、行われる作業に応じた営業許可施設であること。ただし、江戸川保健所長（以下「保健所長」という。）が当該仕込場所について営業許可を受けることを要しないと認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 仕込みを営業車内で行う場合にあっては、必要な給水タンクの容量その他の必要な設備を設けること。
 - (4) 仕込場所は、当該営業に係る仕込みを行うに当たり、支障がない規模等であること。
- 7 許可書の交付に当たっては、次の事項を行うものとする。
 - (1) 営業車1台につき、業種ごとに営業許可済であることを表わす標識（第2号様式）を交付すること。
 - (2) 標識は営業車の見やすい位置に取り付け、許可書は営業中必ず携帯するよう指導すること。
 - (3) 許可書には、営業の大要の写しを添付すること。
- 8 第2項の規定により営業許可を行った保健所長は、営業予定地が江戸川区の区域外にあるときは、当該区域を所管する保健所長に対し、自動車による食品営業の営業予定地等の連絡について（第3号様式）によりその旨の情報提供を行うものとする。
- 9 営業の大要に変更があった場合は、その都度当該営業許可を行った保健所長に届け出させるものとする。

一部改正〔平成27年要綱98号・令和3年139号〕

(施設の構造等の基準)

第4条 営業車に搭載する施設（以下「施設」という。）の構造及び食品の取扱設備の基準については、食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号。以下「都条例」という。）別表第2の規定によるものとする。ただし、給水タンクの容量は、都条例別表第2に基づき、別表のとおりとする。

一部改正〔平成27年要綱98号・令和3年139号〕

(公衆衛生上必要な措置の基準)

第5条 公衆衛生上必要な措置については、法第51条第2項の規定により、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第17及び別表第18の基準に従い、営業者が定めるものとする。

2 保健所長は、自動車営業としての特殊性を踏まえ、営業者に対して次の点に留意するよう指導するものとする。

(1) 共通事項は、次に掲げるところによる。

- ア 給水タンクは常に飲用に適する水が供給されるよう、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- イ 営業開始の都度、給水タンクへ所定の量の給水を行い、営業終了後、給水タンク及び排水タンク内の水を公衆衛生上支障のない方法により廃棄すること。

(2) 特定事項は、次に掲げるところによる。

ア 飲食店営業

- (ア) 器具等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。
- (イ) 取扱品目及び取扱量は、作業場の規模等に見合ったものとする。
- (ウ) 作業は、必ず施設内で清潔に行うこと。
- (エ) 冷凍原材料の解凍は、専用の容器等で衛生的に行うこと。
- (オ) 食品の保存は、法の基準に従い、常に適正に行うこと。
- (カ) 食品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。

イ 食肉処理業

野生鳥獣の生体又はとたいを処理する場合にあっては、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)（平成26年11月14日付け食安発1114第1号別添）に留意するものとする。

一部改正〔平成27年要綱98号・120号・令和3年139号〕

(監視指導等)

第6条 営業車の監視指導は、現に営業している地域の保健所に所属する食品衛生監視員が行うも

のとする。

- 2 食品衛生監視員は、営業車の構造等について不備を発見した場合は、第4条に定める基準に合致するよう適切に指導するとともに、江戸川保健所長は、営業許可を行った他の自治体の保健所長に通報するものとする。この場合において、通報を受けた保健所長は、必要に応じ、改善状況の確認を行うものとする。
- 3 食品衛生監視員は、営業車における衛生措置について不備を発見した場合は、第5条に定める基準に合致するよう適切に指導するものとする。
- 4 食品衛生監視員は、営業車による道路の不正使用、排煙、臭気、騒音、排水等に係る周辺環境への影響等その他において問題が生じることがないように、関係する他法令についても遵守するよう伝達するものとする。

一部改正〔令和3年要綱139号〕

(手数料)

第7条 営業許可の際に徴収する手数料は、江戸川区事務手数料条例（昭和51年3月江戸川区条例第8号）に定めるところによる。

一部改正〔令和3年要綱139号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
(江戸川区食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 江戸川区食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱（平成12年4月1日施行）
 - (2) 江戸川区食品移動販売車の営業許可等に係る取扱要綱（平成12年4月1日施行）(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に前項の規定により廃止された江戸川区食品営業自動車の営業許可等の取扱要綱及び江戸川区食品移動販売車の営業許可等に係る取扱要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた営業許可、手続及びその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた営業許可、手続及びその他の行為とみなす。この場合において、当該許可に係る法第52条第3項及び取締条例第8条に規定する期間は、旧要綱の規定によりなされた許可の期間の残存期間とする。
- 4 この要綱の施行前に旧要綱の規定による営業許可を受けた者であって当該営業許可の更新を行うものについては、その営業許可は、第3条の規定にかかわらず、旧要綱による許可を行った保

健所長から受けることができる。

- 5 旧要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成27年 8 月 5 日要綱第98号）

この要綱は、平成27年 8 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成27年10月15日要綱第120号）

この要綱は、平成27年10月15日から施行し、同月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年 6 月 1 日要綱第139号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第 2 条の規定により営業を行うことができるとされた者については、なお従前の例により営業することができる。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の江戸川区自動車による食品営業に係わる営業許可等の取扱要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 4 条関係）

1 業種	2 食品及び食器類の取扱い	3 給水タンクの容量
飲食店営業	簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと。 単一品目のみ取り扱うこと。 使い捨て容器を使用すること。 未包装の魚介類の販売のみ行うこと。	約40リットル
	大量の水を要しない調理を行うこと。 2工程程度までの簡易な調理を行うこと。 複数品目を取り扱うこと。 使い捨て容器を使用すること。	約80リットル
	大量の水を要する調理を行うこと。 複数の工程からなる調理を行うこと。	約200リットル

	<p>通常の食器を使用すること。</p> <p>仕込みを行うこと。</p> <p>販売する魚介類の加工を行うこと。</p>	
食肉処理業	食肉の処理を行うこと。	約100リットル(鹿又はいのししを処理する場合の成獣1頭当たり)

備考 外部から給排水を直結して営業する場合にあっても、取扱いは搭載するタンク容量に応じたものとする。

一部改正〔令和3年要綱139号〕

様式（省略）